

企業立地等促進事業

1. 企業立地等の促進のための支援措置(固定資産税・都市計画税の軽減)

【対象地域・企業】

- (1) 新産業の森北部地区
 ・ 製造業
 ・ 情報通信業
 ・ 学術研究・専門・技術サービス業
- (2) 工業地域、工業専用地域
 ・ 製造業
- (3) ホテル立地地域
 ・ 日本標準産業分類に定める宿泊業のうち、ホテルを営む事業

【対象期間】

- 【固定資産の取得等】
 2025年3月31日まで
 【指定事業の開始】
 固定資産の取得等から5年以内

【対象要件】

(1)(2)のみ

投下資本額

- ・ 大企業 3億円以上
- ・ 中小企業 5,000万円以上

※ロボット分野に係る事業を行う場合

- ・ 大企業 2億円以上
- ・ 中小企業 3,000万円以上

(3)のみ

①客室数80室以上(平均客室面積13m²以上)

②客室数50室以上(平均客室面積13m²以上)かつ床面積350m²以上の多目的ホール

③客室数30室以上(平均客室面積18m²以上)かつ床面積350m²以上の多目的ホール

④客室数30室以上(平均客室面積18m²以上)

⑤客室数45室以上かつ床面積350m²以上の多目的ホール

・ いずれも国際観光ホテル整備法における施設設置基準及び日本政府観光局認定外国人観光案内所の設置要件を満たすこと

(1)～(3)

- ・ 10年間の事業継続義務期間あり

【支援内容】

(1) 新産業の森北部地区

- ・ 大企業 5年間免除
- ・ 中小企業 7年間免除

※ロボット分野に係る事業を行う場合

- ・ 大企業 5年間免除+2年間1/2に軽減
- ・ 中小企業 7年間免除+3年間1/2に軽減

(2) 工業地域・工業専用地域

- ・ 大企業 5年間1/2に軽減
- ・ 中小企業 5年間1/2に軽減

※ロボット分野に係る事業を行う場合

- ・ 大企業 5年間1/2に軽減+2年間3/4に軽減
- ・ 中小企業 5年間1/2に軽減+2年間1/2に軽減

(3) ホテル立地地域

- ・ 対象要件が①の場合、5年間免除
- ・ 対象要件が②の場合、7年間免除
- ・ 対象要件が③の場合、7年間免除
- ・ 対象要件が④の場合、5年間免除
- ・ 対象要件が⑤の場合、7年間1/2に軽減

2. 重点産業立地促進助成制度

【対象地域】

藤沢市内

【対象事業者】

次に掲げる事業を行う企業で、一定規模の条件でオフィスビル等に入居するもの

- ・ ロボット分野
- ・ 第4次産業革命関連分野
- ・ 未病分野
- ・ 成長ものづくり分野
- ・ コンテンツ関連事業

《主な要件》

1. 市外企業又は新規設立企業の場合

- ・ 床面積が100m²以上(ロボット分野に係る事業の場合は、60m²以上)の規模で入居すること
- ・ 従業員が5人以上(ロボット分野に係る事業の場合は、3人以上)であること

2. 市内企業の場合

- ・ 床面積が100m²以上(ロボット分野に係る事業の場合は、60m²以上)拡大する移転であること
- ・ 従業員が5人以上(ロボット分野に係る事業の場合は、3人以上)増加すること

【支援内容】

《助成金》 月額賃料等の1/2(上限50万円)、交付対象期間：6か月(ロボット分野に係る事業の場合は、12か月)

3. 企業立地雇用奨励補助制度

【適用要件】

次の条件をすべて満たす企業

1. 本市の「税制上の支援措置」を受けることができること
2. 事業所を新設・増設する際に、市民を10人以上（中小企業は3人以上）新たに雇用すること
3. 一定期間（1～3年）以上、継続して雇用されていること

【支援内容】

正社員1人につき

- ・1年継続雇用（1回目）100万円
- ・2年継続雇用（2回目）50万円
（中小企業は75万円）
- ・3年継続雇用（3回目）50万円
（中小企業のみ）

※助成額の算定は1人目から

※1企業当たり1億円限度

4. 企業立地促進融資利子補給制度

【適用要件】

次の条件をすべて満たす企業

1. 本市の「税制上の支援措置」を受けることができること
2. 「神奈川県企業立地促進融資」を受けていること

【支援内容】

「神奈川県企業立地促進融資」を受けた際の利子相当金額（利子補給期間：5年間）

問合せ

藤沢市経済部産業労働課 (0466)50-3530